

# 逗子市交通バリアフリー基本構想

## 概 要

## 逗 子 市

- 目 次 -

1 . 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって .....	1
1-1 . 交通バリアフリー法の概要 .....	1
(1)交通バリアフリー法の趣旨 .....	1
(2)移動円滑化基本構想の概要 .....	1
1-2 . 基本構想策定の目的 .....	2
1-3 . 基本構想の位置づけ .....	3
1-4 . 基本構想策定の検討体制と経緯 .....	3
(1)検討体制 .....	3
(2)検討経緯 .....	4
2 . 移動円滑化に関する基本的な方針 .....	5
2-1 . 基本理念と基本方針 .....	5
(1)基本理念 .....	5
(2)基本方針 .....	5
2-2 . 移動円滑化の整備方針 .....	6
(1)公共交通機関のバリアフリー化 .....	6
(2)歩行空間のバリアフリー化 .....	7
(3)ソフト面の取り組みによるバリアフリー化 .....	8
3 . 重点整備地区の移動円滑化基本構想 .....	9
3-1 . 重点整備地区の設定 .....	9
(1)基本的な考え方 .....	9
(2)重点整備地区の設定方針 .....	9
(3)重点整備地区の区域と経路の設定 .....	9
3-2 . 重点整備地区の整備構想 .....	13
(1)整備の推進方針 .....	13
(2)特定事業・その他の事業 .....	13
(3)今後の取り組みが必要な事業 .....	17
(4)ソフト面の取り組み .....	20
4 . 基本構想の推進 .....	21
(1)特定事業計画の策定・事業の実施 .....	21
(2)総合的な推進体制の整備 .....	21
(3)隣接市町への協力要請 .....	21
(4)事業の進捗に関する情報提供の実施 .....	21
(5)事業後の評価の実施 .....	21
(6)基本構想の見直し .....	21

## 1. 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって

### 1-1. 交通バリアフリー法の概要

#### (1) 交通バリアフリー法の趣旨

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、次の事項を推進する。

公共交通機関の旅客施設及び車両のバリアフリー化を推進する。

駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

#### (2) 移動円滑化基本構想の概要

移動円滑化基本構想は、重点整備地区において、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する。

##### 重点整備地区の要件

この移動円滑化基本構想の作成の対象となる地区（重点整備地区）は、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であること又は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設（特定旅客施設）を中心とする地区で、次の要件に該当する地区と交通バリアフリー法に定められている。

- ・特定旅客施設から徒歩で移動できる範囲（500～1,000m程度）
- ・高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる施設を含む地区
- ・バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ・バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

##### 移動円滑化基本構想に定める事項

また、移動円滑化基本構想に定める事項は、次のとおりである。

イ．重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針

ロ．重点整備地区の位置及び区域

ハ．バリアフリー化のために実施すべき特定事業及びその他の事業に関する事項

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動のために確保すべき概ねの移動経路（特定経路）
- ・移動経路に応じ実施される事業（特定事業）
- ・その他の事業の概ねの内容

ニ．その他必要な事項

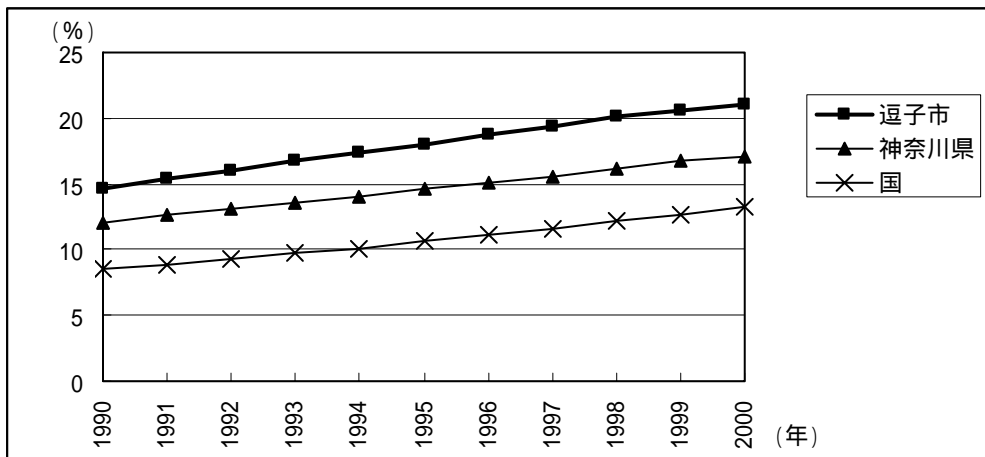
## 1-2 . 基本構想策定の目的

本市の高齢化率は20%を超えており、周辺の市町や県平均と比較しても高い水準にある。また、将来人口の推計によると引き続き高齢者人口の増加が進み、平成27年には高齢化率が30%に達すると予測されており、高齢社会に対応したまちづくりが重要な課題となっている。

このような状況のもと、本市では、「神奈川県福祉の街づくり条例」に基づく公共的施設のバリアフリー化や「やさしい道づくり事業」による交差点の歩道の段差改善などのバリアフリー化に取り組んでいる。

このように個々の施設のバリアフリー化は進められているものの、これらがより効果的に利用されるためには、バリアフリー化された施設・空間の連続性の確保が必要である。そこで、「逗子市交通バリアフリー基本構想」は、交通バリアフリー法の趣旨を踏まえつつ、高齢者、障害者を含むすべての市民が移動しやすい環境を実現していくため、その基本方針を示すとともに、重点的・一体的なバリアフリー化を図る地区（重点整備地区）を設定し、当該地区のバリアフリー化整備の構想を策定するものである。

図 1-2-1 高齢化率の推移



資料) 逗子市は住民基本台帳人口、国は国勢調査、県は県年齢別人口統計調査の人口による

表 1-2-1 逗子市の年齢3区分別人口の推計

(各年1月1日現在)

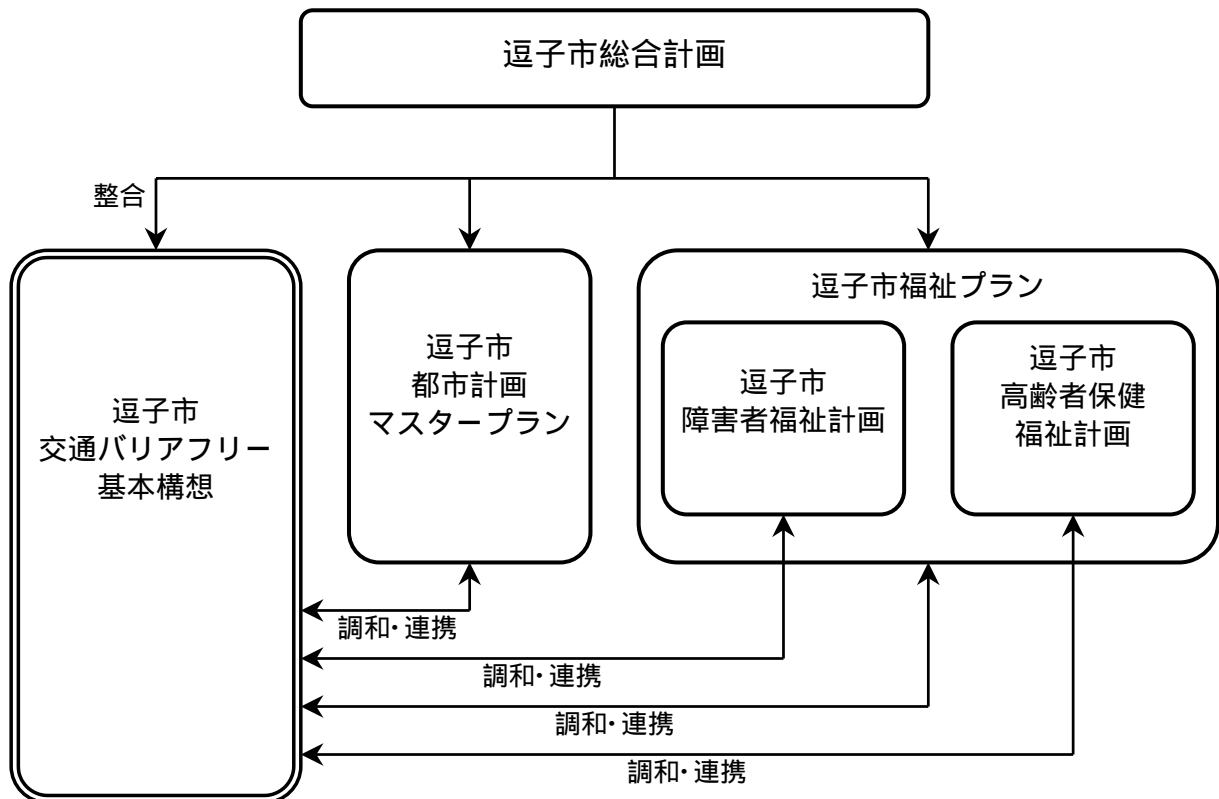
年 区分	平成 18(2006)年		平成 23(2011)年		平成 27(2015)年	
	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)
0～14歳人口	6,852	11.5	6,339	10.9	5,715	10.2
15～64歳人口	38,029	63.7	35,456	61.2	33,092	59.1
65歳以上人口	14,807	24.8	16,143	27.9	17,201	30.7
総人口	59,688	100.0	57,938	100.0	56,008	100.0

資料) 逗子市総合計画 基本計画 2006

### 1-3 . 基本構想の位置づけ

逗子市交通バリアフリー基本構想は、「逗子市総合計画」の個別計画に位置づけ、総合計画に示されている本市のまちづくりの方向性と整合を図るとともに、関連する「逗子市都市計画マスタープラン」「逗子市福祉プラン」「逗子市障害者福祉計画」「逗子市高齢者保健福祉計画」の個別計画とも調和・連携を図った構想とする。

図 1-3-1 逗子市交通バリアフリー基本構想の位置づけ



### 1-4 . 基本構想策定の検討体制と経緯

#### ( 1 ) 検討体制

本基本構想の検討体制は、次のとおりである。

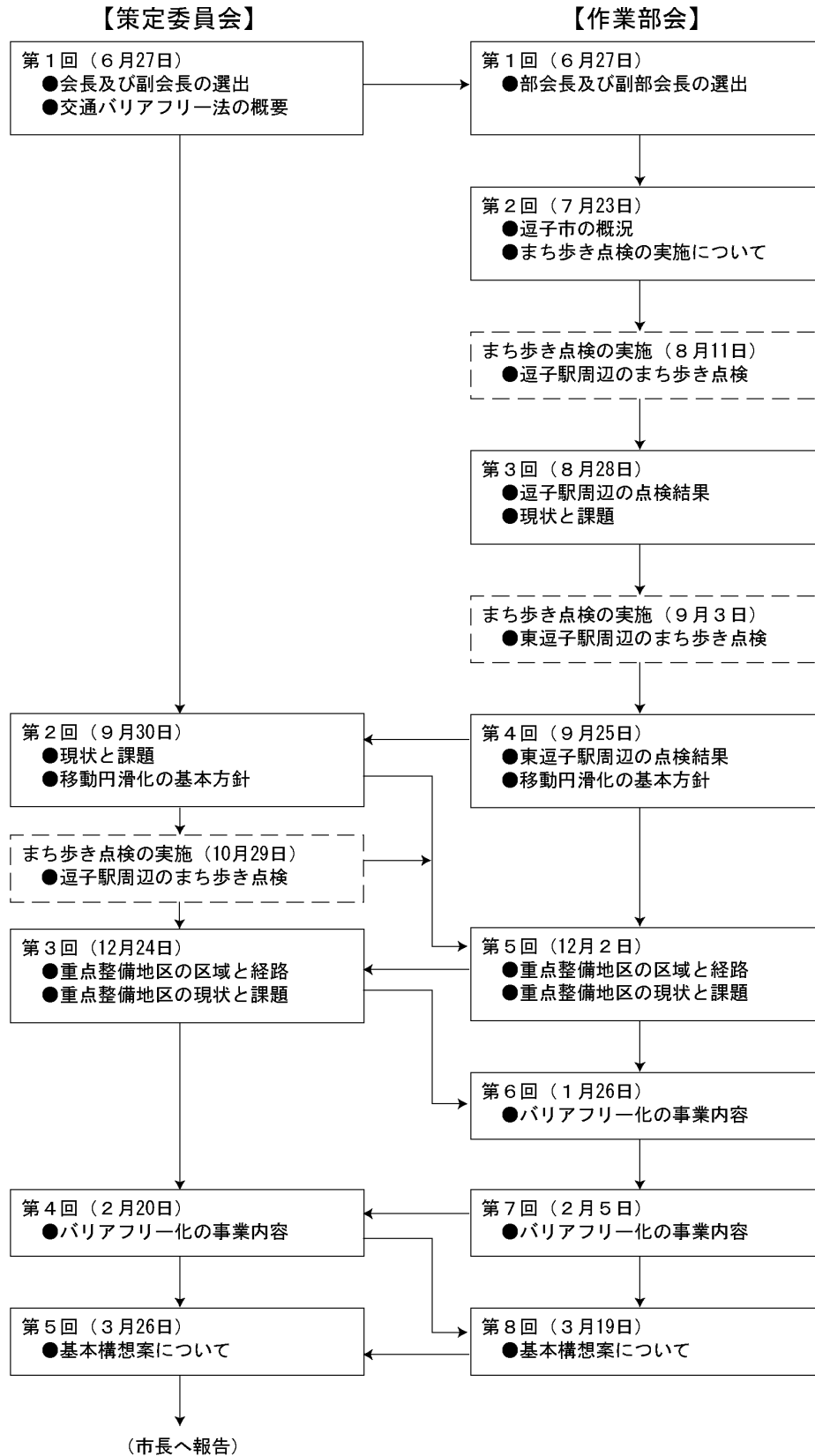
本基本構想の検討を行うため「逗子市交通バリアフリー基本構想策定委員会」を設置する。本委員会が基本構想案を策定し、市長に報告する。

策定委員会の下部組織として、実質的な基本構想の原案づくりを行う「作業部会」を設置する。本部会において基本構想策定のために検討した事項を策定委員会に諮り、委員会の意見・提案・助言等を受ける。

( 2 ) 検討経緯

本基本構想策定の検討経緯は、概ね次ページに示すとおりである。

図 1-4-2 基本構想策定の検討経緯



## 2 . 移動円滑化に関する基本的な方針

### 2-1 . 基本理念と基本方針

逗子市では、総合計画の基本構想において、「豊かさを実感する調和あるまち」という都市像を設定している。この都市像のもと、総合計画の基本計画、都市計画マスタープラン、福祉プランなどを策定し、すべての市民が安心して暮らし、いきいきと活動できるまちづくりを進めている。

このようなまちづくりの方向性を踏まえつつ、交通バリアフリー法の「高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保」という目的に基づき、逗子市の移動円滑化の基本理念と基本方針を次のように設定する。

#### ( 1 ) 基本理念

だれもが安心して快適に移動できるまち

#### ( 2 ) 基本方針

「だれもが安心して快適に移動できるまち」という逗子市の移動円滑化に関する基本理念を実現していくため、次の5つの基本方針を設定する。

##### すべての人を対象にしたバリアフリー化

本基本構想では、高齢者や障害者をはじめ、病気やけがをした人、妊産婦、子連れの人、荷物を持った人、外国人など、すべての人を対象として、バリアフリー化を進めていく。

##### 安心、快適な交通環境の整備

だれもが安心して快適に移動できるまちにするために、高齢者や障害者をはじめだれもが利用しやすい公共交通機関、歩きやすい歩行空間の整備を進める。

##### 段階的な整備の推進

まち全体をバリアフリー化するまでには、長い期間が必要となる。本基本構想では、交通バリアフリー法の趣旨を踏まえつつ、短期間で効果を上げるため、重点整備地区を指定し、その地区のバリアフリー化を優先的に進める。

長期的には、バリアフリー化された重点整備地区を核として、まち全体へバリアフリー化を広げていくように段階的な整備を推進する。

##### 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化を進めるためには、ハード面におけるバリアの解消に合わせて、市民一人ひとりが高齢者や障害者等に対する理解を深め、移動の手助けや協力を積極的に行う意識を持つ「心のバリアフリー」が大切である。そのため、行政、事業者、市民が連携し、「心のバリアフリー」を醸成するソフト面の取り組みを推進する。

市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進

バリアフリー化の実現には、ハード的な整備を行う各事業者と市民そして行政が協働しつつ、それぞれの役割を果たしていくことが大切である。そのため、各事業者が一体的・総合的に事業の推進を図るとともに、市民一人ひとりが主体的な取り組みを推進する。

## 2-2 . 移動円滑化の整備方針

逗子市の移動円滑化を実現していくための整備方針を以下に示す。

### ( 1 ) 公共交通機関のバリアフリー化

鉄道駅

#### 【移動円滑化された経路の確保】

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通じる経路については、高齢者、障害者をはじめすべての人が、可能な限り単独で移動できるようバリアフリー化された経路（移動円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・ 移動円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、合わせて可能な限り方面別など複数のルートの確保に努める。

#### 【安全な階段の整備】

- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

#### 【誘導案内設備の整備】

- ・ サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、だれにでもわかりやすく見やすいものにするとともに、連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字及び音声により情報を提供する。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。

#### 【使いやすい設備の整備】

- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者をはじめすべての人が利用しやすいものとする。
- ・ トイレについては、多機能トイレの整備に努める。



### 【プラットホームにおける安全対策】

- ・プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

### 【職員の継続的な教育・訓練】

- ・高齢者や障害者等に対する移動支援の向上を図るため、スムーズで迅速な対応ができるように継続的な教育・訓練の充実を図る。

#### バ ス

- ・高齢者、障害者をはじめすべての人が乗り降りを円滑に行えるよう、低床バスの導入を進める。
- ・路線図や時刻表等の案内情報をわかりやすくし、利用者の利便性の向上に努める。
- ・乗務員の継続的な教育・訓練の充実を図り、バス利用者に対する適切な対応・介助の向上を図る。

#### タクシー

- ・乗務員の継続的な教育・訓練の充実を図り、タクシー利用者に対する適切な対応・介助の向上を図る。

## ( 2 ) 歩行空間のバリアフリー化

#### 歩 道

- ・歩道は、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員を連続的に確保する。
- ・歩道の構造は、適切な勾配・段差など、高齢者、障害者をはじめすべての人が安全で快適に移動できるものとする。
- ・歩道の舗装面は、安全で快適に歩行できるよう、平坦で滑りにくく、水はけのよい構造とする。
- ・バス停留所のある歩道は、利用者の乗り降りや車いす用スロープの使用に配慮した高さとする。
- ・歩行の障害となる排水溝のグレーチングや溝蓋は網目や穴の小さいものを採用する。

#### 歩道が設置できない道路

- ・歩道のない道路では、歩行空間と車が通行する部分で舗装の色を変えるなど視覚的な区分を行い、安全な歩行者の通行を確保する。
- ・歩行の障害となる排水溝のグレーチングや溝蓋は網目や穴の小さいものを採用する。

#### 案内・誘導

- ・案内標示は、だれにでもわかりやすく見やすいものになるよう、連続性、統一性に配慮して整備する。

- ・視覚障害者誘導用ブロックは、利用者の動線、舗装材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。

### (3) ソフト面の取り組みによるバリアフリー化

#### 市民の理解と協力の推進

- ・市民一人ひとりが高齢者や障害者等に対する理解を深め、必要に応じて手助けができるよう、広報・啓発活動や教育活動を推進する。

#### 市民の主体的活動の推進

- ・市民一人ひとりが、ボランティア活動への参加など、主体的、積極的にバリアフリーへの取り組みを進めると同時に、その活動に対する支援を推進する。

#### 歩行の支障となる不法占用物の対策

- ・はみ出し看板、陳列商品、路上駐車、迷惑駐輪等に対しては、地域ぐるみの追放運動やマナー向上のための啓発活動を実施する。また、関係機関の連携により取り締まりを強化し歩道上の不法占用を防止するとともに、新たなルールづくりの検討を行う。

#### バリアフリー化に関する情報発信

- ・バリアフリー化に向けての取り組みや整備を進めても、その情報が市民に伝わらなければ、取り組みに対する理解や効果的な利用の促進が図られない。そのため、バリアフリー化に関する情報の積極的な発信に努める。

### 3 . 重点整備地区の移動円滑化基本構想

#### 3-1 . 重点整備地区の設定

##### ( 1 ) 基本的な考え方

交通バリアフリー法では、重点整備地区の範囲設定に関して次のような方針を示している。

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区は、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である鉄道駅等を中心とする徒歩圏で、鉄道駅等から概ね500m～1km以内の範囲とする。

ただし、具体的な区域の設定は、高齢者、障害者等の鉄道駅からの移動の状況、利用する施設の分布状況を踏まえて判断することが必要である。

また、地区の境界は、できる限り町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

##### ( 2 ) 重点整備地区の設定方針

本基本構想における重点整備地区は、以下に示す逗子市の特性を勘案して、市内にあるJR逗子駅、JR東逗子駅、京急新逗子駅、京急神武寺駅の4つの鉄道駅の徒歩圏（鉄道駅から500m～1km以内の範囲）を包括的に一つの地区として設定する。

4つの鉄道駅は、すべて1日当たりの平均的な利用者数が5,000人を超えている。

4つの鉄道駅の徒歩圏は重なっている。

4つの鉄道駅の徒歩圏内に、主要な市街地が含まれている。

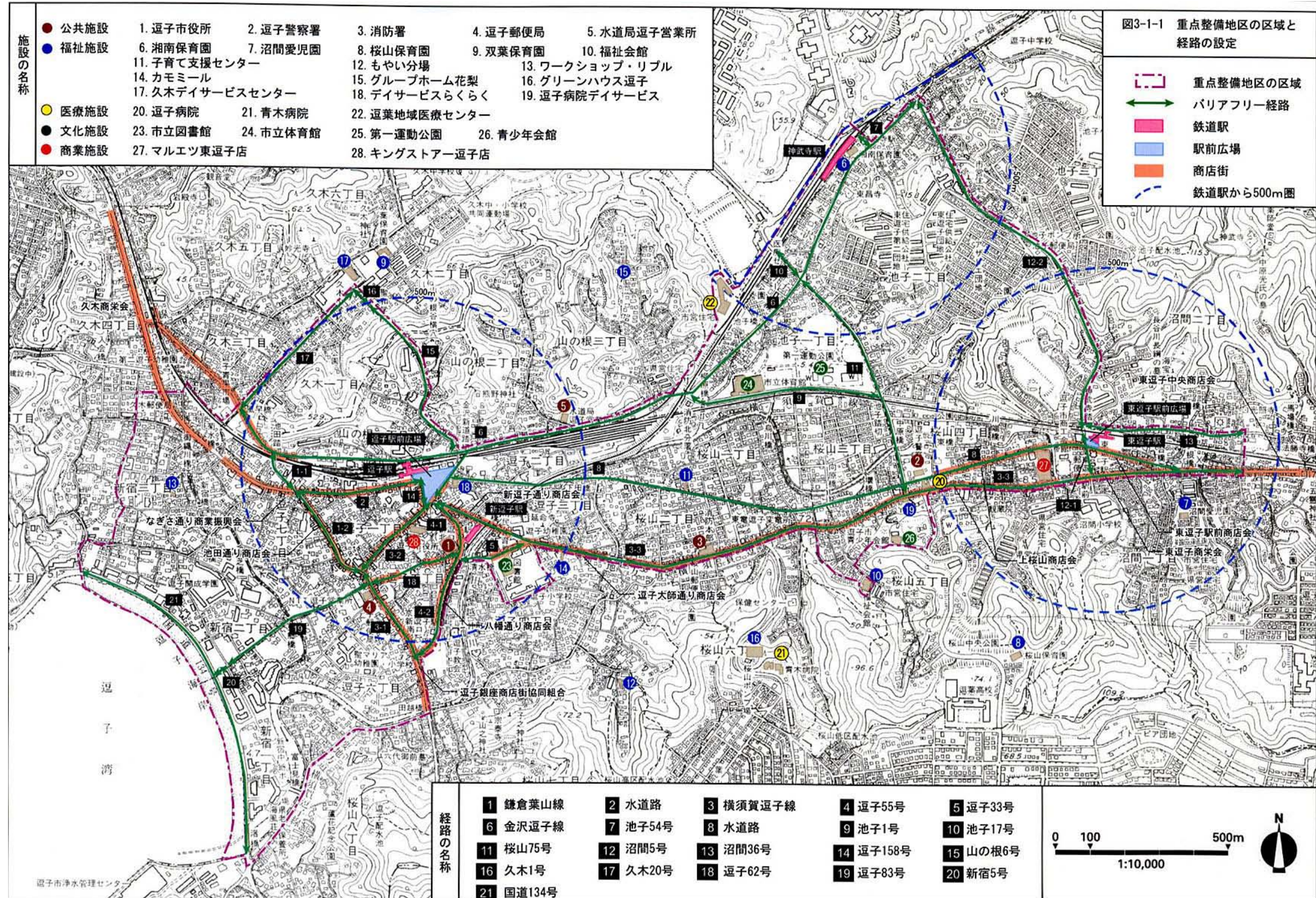
4つの鉄道駅の徒歩圏内に、高齢者、障害者等が利用する施設が多く含まれている。

4つの鉄道駅を結ぶ幹線道路は、市内の主要な歩行者動線と考えられ、連続的にバリアフリー化することが望まれる。

##### ( 3 ) 重点整備地区の区域と経路の設定

重点整備地区の区域と、その中でバリアフリー化を優先的に推進する経路(以下、「バリアフリー経路」という)を、図3-1-1のとおり設定する。

図3-1-1 重点整備地区の区域と経路の設定



## 3-2 . 重点整備地区の整備構想

### ( 1 ) 整備の推進方針

重点整備地区における移動円滑化の実現に向けて、逗子市の移動円滑化の整備方針に基づき、重点的かつ一体的な整備を推進する。

また、本市のバリアフリー化を先導していく事業を、交通バリアフリー法に基づく「特定事業」及び「その他の事業」に位置づけ、国が定めた「移動円滑化の促進に関する基本方針」に示されている平成 22 ( 2010 ) 年を目標年次として整備を推進する。

### ( 2 ) 特定事業・その他の事業

「特定事業」とは、特定旅客施設及び特定車両に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機設置や交通規制に関する「交通安全特定事業」に分けられる。また、これらの特定事業と合わせて実施すべき事業が「その他の事業」である。これらの事業を重点的かつ一体的に推進し、高齢者、障害者をはじめすべての人の円滑な移動を実現する。

なお、各事業者は、ここに示されている整備内容を踏まえ特定事業計画を作成し、平成 22 ( 2010 ) 年を目標に事業の実施に取り組むものとする。

#### 公共交通特定事業

公共交通特定事業の対象は、JR 逗子駅、JR 東逗子駅、京急新逗子駅、京急神武寺駅の 4 つの特定旅客施設と路線バス ( 特定車両 ) である。

整備対象	整備内容	事業主体
JR 逗子駅	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 駅出入口から改札口、ホームを結ぶエレベーターを設置する。</li><li>・ 階段の踏面を識別できるように段鼻の色を改善する。</li><li>・ 多機能トイレを設置する。</li></ul>	東日本旅客鉄道株式会社
JR 東逗子駅	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改札口とホームを結ぶエレベーターを設置する。</li><li>・ 階段の踏面を識別できるように段鼻の色を改善する。</li></ul>	
京急新逗子駅	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 手すりの高さの改善と手すり端部の延長</li><li>・ 2 段手すりの設置</li></ul>	京浜急行電鉄株式会社
京急神武寺駅	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホームに上がるスロープを設置する。</li><li>・ 階段の踏面を識別できるように段鼻の色を改善する。</li><li>・ 多機能トイレを設置する。</li></ul>	

整備対象	整備内容	事業主体
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低床バスを導入する。</li> <li>・駅前広場内に適切なバス運行案内板を設置する（具体的な整備内容については利用者の意見を取り入れながら検討を行う）。</li> <li>・職員の接遇教育を行う。</li> </ul>	京浜急行バス株式会社
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の接遇教育を行う。</li> </ul>	JR 逗子駅構内タクシー 4 社 （逗子菊池タクシー株式会社、京急葉山交通株式会社、逗子葉山タクシー有限会社、有限会社富士タクシー湘南営業所）

### 道路特定事業

道路特定事業は、道路管理者が実施する歩道等のバリアフリー化の事業であり、実施する経路は、交通バリアフリー法に基づく「特定経路」(図 3-2-1 参照)に位置づけられる。

整備路線	整備内容	事業主体
経路 1-2 県道鎌倉葉山線 (池田通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化を行う。</li> <li>・歩道と車道の接続部の段差を原則として 2 cm に改善する。</li> <li>・歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。</li> <li>・排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li> </ul>	神奈川県(道路管理者)
経路 3-2 県道横須賀逗子線 (銀座通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の有効幅員を 2 m 以上確保する。</li> <li>・歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。</li> <li>・排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置</li> </ul>	
経路 4-1 市道逗子 55 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化を行う。</li> <li>・歩道の有効幅員を 2 m 以上確保する。</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。</li> <li>・排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li> </ul>	逗子市(道路管理者)
経路 5 市道逗子 33 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道を設置する。</li> <li>・無電柱化を行う。</li> <li>・歩道の有効幅員を 2 m 以上確保する。</li> </ul>	

## 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、特定経路を構成する道路において実施する。

整備位置	整備内容	事業主体
特定経路	<ul style="list-style-type: none"><li>・音響式信号機等の設置。</li><li>・標識・標示の視認性の確保。</li><li>・違法駐車取締り強化。</li><li>・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進。</li><li>・交通規制の実施</li></ul>	神奈川県公安委員会

## 道路特定事業に準ずる事業

道路特定事業に位置づけることができない道路のバリアフリー化に関する事業を「道路特定事業に準ずる事業」(その他の事業)に位置づける。

この事業が対象としている経路は、歩道の設置など特定経路に求められる水準による整備が道路特定事業の目標年次までにできないことから、「準特定経路」(図 3-2-1 参照)に位置づけ、「道路特定事業に準ずる事業」の実施により、できる限りすべての人の円滑な移動に配慮した整備に取り組むものとする。

整備路線	整備内容	事業主体
経路 18,19,20 市道逗子 62 号 市道逗子 83 号 市道新宿 5 号	<ul style="list-style-type: none"><li>・シンボルロードとして、カラー舗装による整備を行う。</li><li>・排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li></ul>	逗子市(道路管理者)
経路 8 横須賀市導水管路 用地(水道路)	<ul style="list-style-type: none"><li>・カラー舗装等により、安全な歩行空間の明確化を図るとともに、車線を狭めて自動車の減速対策を実施する。</li></ul>	逗子市(道路管理者)
経路 12-2 市道沼間 5 号	<ul style="list-style-type: none"><li>・トンネル内の安全な歩行空間の確保を検討する。</li></ul>	逗子市(道路管理者)

### 歩道のバリアフリー化に関するソフト的対策

歩行空間を常にバリアフリー化された状態に保つため、道路特定事業等のハード整備に合わせ、以下に示す歩道の維持管理等のソフト的対策（その他の事業）についても実施する。

位置	事業内容	事業主体
重点整備地区内	・道路の定期的な巡回と維持・補修の実施	神奈川県（道路管理者）
	・はみ出し陳列等歩道上の障害物に対する移動・撤去の指導	逗子市（道路管理者）
	・駐輪対策の実施	逗子市（道路管理者）
	・歩道上の障害物解消のための広報・啓発活動の実施	

### 特定事業等の実施における留意事項

各事業者は、事業の密接な連携と接続部における連続性の確保に配慮して特定事業及びその他の事業を実施することにより、移動の利便性及び安全性の向上を連続的に実現できるように努めることとする。



(3) 今後の取り組みが必要な事業

以下に示す事業は、現段階において特定事業及びその他の事業に位置づけることができないが、今後、機会を捉えて整備への取り組みが必要な事業である。

各事業者は、特定事業の実施に合わせ、これらの整備内容についても実現へ向けて取り組む必要がある。

公共交通機関に関する事業

整備対象	整備内容	事業主体
JR 逗子駅	・ 蹴込みがある券売機の設置	東日本旅客鉄道株式会社
JR 東逗子駅	・ 蹴込みがある券売機の設置 ・ 多機能トイレの設置 ・ 運行情報の提供を改善する。	

道路に関する事業

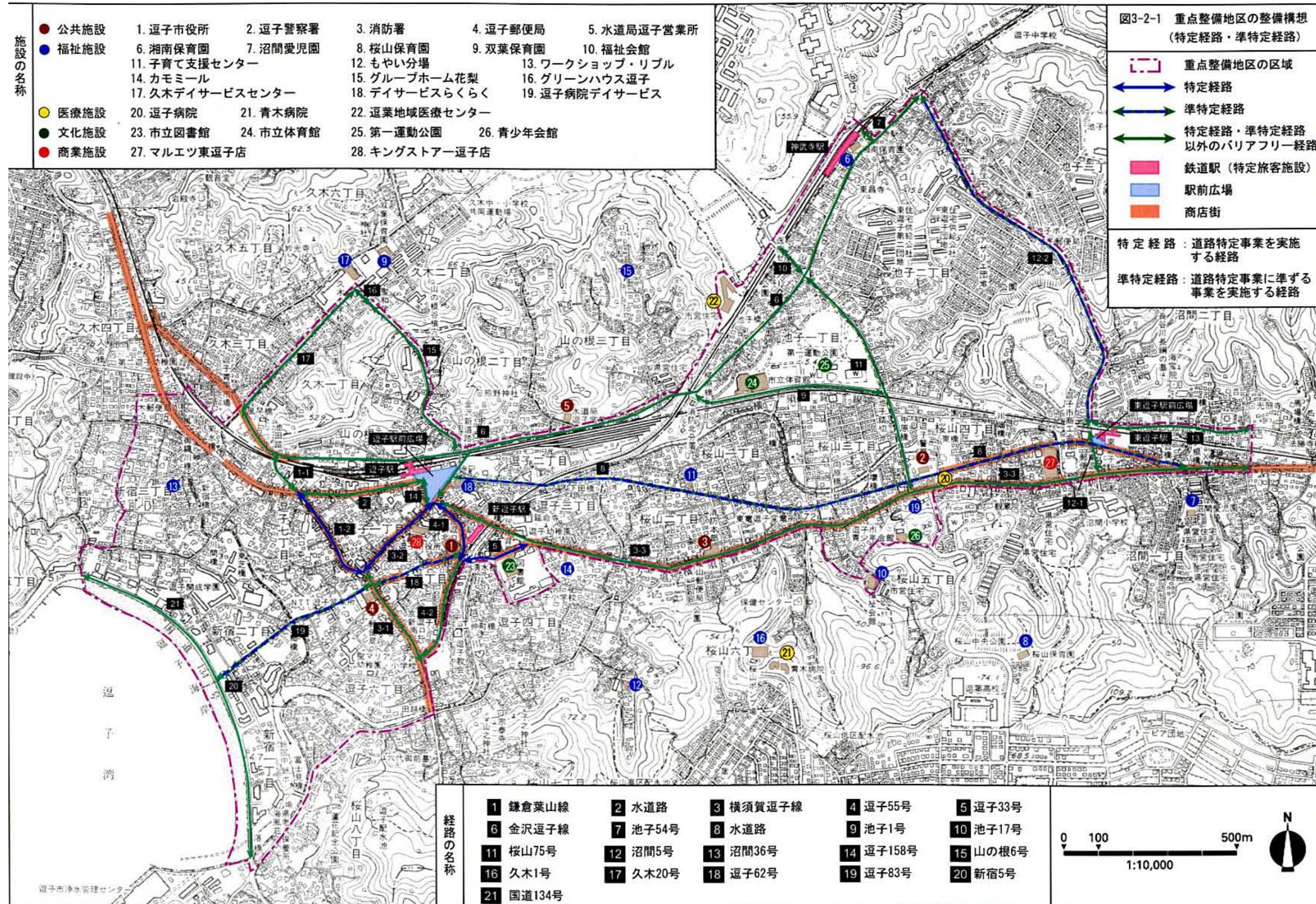
整備路線	整備内容	事業主体
経路 1-1 県道鎌倉葉山線	・ 歩道のない区間において歩道を設置する。 ・ 歩道の有効幅員を 2 m 以上確保する。 ・ 排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。	神奈川県（道路管理者）
経路 3-1, 3-3 県道横須賀逗子線	・ 歩道の有効幅員を 2 m 以上確保する。 ・ 歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。 ・ 排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。	
経路 6 県道金沢逗子線	・ 歩道のない区間において歩道を設置する。 ・ 歩道の有効幅員を 2 m 以上確保する。 ・ 歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。 ・ 排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。	
経路 2 横須賀市導水管路 用地（なぎさ通り）	・ カラー舗装の幅の見直しを検討する。 （住民の意見を聞きながら取り組む）	逗子市（道路管理者）
経路 4-2 市道逗子 55 号	・ 歩道上の障害物をなくし、歩道の有効幅員を広くする。 ・ 排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。	
経路 7 市道池子 54 号	・ 歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。 ・ 排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。	
経路 9 市道池子 1 号	・ 歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。	
経路 10 市道池子 17 号	・ 歩道の有効幅員を 2m 以上確保する。 ・ 歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。 ・ 排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。	

整備路線	整備内容	事業主体
経路 11 市道桜山 75 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員を 2m 以上確保する。</li> <li>歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。</li> <li>排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li> </ul>	逗子市（道路管理者）
経路 12-1 市道沼間 5 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道のない区間において歩道を設置する。</li> <li>歩道の有効幅員を 2 m 以上確保する。</li> <li>歩道と車道の接続部の段差を原則として 2 cm に改善する。</li> <li>排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li> </ul>	
経路 12-2 市道沼間 5 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道と車道の接続部の段差を原則として 2 cm に改善する。</li> <li>排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li> </ul>	
経路 13 市道沼間 36 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員を 2m 以上確保する。</li> <li>歩道の高さの改善を行う。</li> <li>波打ち歩道の改善を行う。</li> </ul>	
経路 15 市道山の根 6 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の設置の検討を行う。</li> <li>トンネルの幅を広げ、歩道を確保する検討を行う。</li> <li>排水溝の蓋を目の細かいものに改善する。</li> </ul>	
経路 16 市道久木 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の設置の検討を行う。</li> </ul>	
経路 17 市道久木 20 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の横断勾配を 2 % 以下、縦断勾配を 5 % 以下に改善する。</li> </ul>	
経路 2 横須賀市導水管路 用地（なぎさ通り）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通行に障害のないよう電柱の位置を改善する。</li> </ul>	

#### 駅前広場に関する事業

整備対象	整備内容	事業主体
逗子駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩機能を強化する。</li> </ul>	逗子市（道路管理者）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす利用者用の停車スペース確保のための検討を行う。</li> </ul>	逗子市（道路管理者）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイン等を用いて案内表示の改善の検討を行う。</li> </ul>	逗子市（道路管理者） 京浜急行バス株式会社

図3-2-1 重点整備地区の整備構想  
(特定経路等の設定)



#### (4) ソフト面の取り組み

バリアフリーを進めるためには、特定事業等に示されたハード整備だけでなく、市民の高齢者、障害者等に対する理解と協力が不可欠であることを踏まえ、以下に示すソフト面の取り組みについても実施する。

なお、これらの取り組みについては、市民の参加と協力のもと、逗子市が実施主体となり推進する。また、推進にあたっては、「逗子市障害者福祉計画」との連携を図るものとする。

取り組みの内容	実施主体
<b>【啓発活動・教育活動の推進】</b> ・すべての市民が心のバリアフリーを進め、福祉の様々な分野に関心を持ち、理解を深め、福祉活動の担い手となるように、家庭、学校、地域等が連携をとりながら、福祉に関する啓発活動と教育活動の充実、整備を図る。	逗子市
<b>【福祉人材の育成】</b> ・福祉に関する学習活動への支援とともに、地域の福祉人材の育成を推進する。	
<b>【ボランティア・NPO 団体の育成・支援】</b> ・学校教育や社会教育等の場において、ボランティアに関する啓発やボランティア体験事業を実施するなど理解を深めるとともに、障害者福祉に携わるボランティア団体や NPO 団体の育成・支援に努める。	
<b>【商店街へのバリアフリー化の呼びかけ】</b> ・商店街に対して、バリアフリー化の意識の高揚を図り、誰もが利用しやすい商店街となるよう呼びかけを行う。	
<b>【バリアフリー化に関する情報提供の推進】</b> ・高齢者、障害者等の安全で安心な移動をよりスムーズにするためには、バリアフリー化された公共交通機関や歩行空間に関する情報を適切に提供することが重要である。そのため、市の広報やホームページ、その他のメディアを活用して積極的に情報提供を行う。また、バリアフリーマップの作成やバリアフリー案内システムの構築等により、高齢者、障害者等の外出支援の推進を図る。	

## 4. 基本構想の推進

### (1) 特定事業計画の策定・事業の実施

重点整備地区の整備構想に定められた特定事業を実施していくため、各事業者は本構想に従って特定事業計画を策定し、事業を実施する。

なお、特定事業計画の立案にあたっては、利用者にとって最も使いやすい整備を実現するため、高齢者や障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を聞き、反映させるように努める。

また、その他の事業やソフト面の取り組みについても実施計画を作成し、実現へ向けての取り組みを推進する。

### (2) 総合的な推進体制の整備

基本構想策定後、特定事業計画の策定・事業の実施については、各事業者及び管理者が進めていくことになるが、基本構想の実効性を高め効果的なバリアフリー化を推進していくためには、事業の適切な進行管理を行う必要がある。そのために、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行う基本構想の総合的な推進体制を整備する。

### (3) 隣接市町への協力要請

逗子市内の鉄道駅や路線バスの利用者は、隣接する他市町の住民も含まれることから、基本構想の推進にあたっては、これらの隣接市町へも協力を要請する。

### (4) 事業の進捗に関する情報提供の実施

事業の進捗状況や実施された事業等を広く市民へ伝えるため、市の広報やホームページ等を活用し、市民への積極的な情報提供を実施する。

### (5) 事業後の評価の実施

事業の実施により、利用者の安全性、利便性、快適性がどれくらい向上したかを把握することが必要である。そのため、高齢者や障害者等の参加による整備後の現地確認やヒアリング等を実施し、利用者からの意見を集め、事業の評価を実施する。

また、その結果をもとに、必要に応じて整備内容の見直しを行うことや次の事業に活かすことにより、バリアフリー化事業の質の向上を図る。

### (6) 基本構想の見直し

今後、高齢化のさらなる進展や高齢者、障害者等の社会参加の機会が増加することにより、バリアフリー化に対する要求は、ますます高まっていくことが予想される。一方、高齢者、障害者等の新しい移動手段や移動を支援するシステムの開発など、バリアフリー化に関する技術開発も進められている。このような社会状況の変化や新たな技術の開発に合わせ、必要に応じて、基本構想の見直しについて検討を行うものとする。